

6月令和 2年 6月9日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅部会 ケアマネージャー様

各務原市介護保険サービス事業者協議会
会 長 稲垣 光晴
居宅部会長 立川 智恵子
通所部会長 森 裕充
施設部会長 後藤 和代

介護保険最新情報 vol.842 について

平素は当団体に格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、当協議会部会長と各務原市地域包括ケア推進室、介護保険課施設指導係と定期的な情報交換会を毎月定例的に開催しており、今回、議題に上がりました。

概略としては別添資料本文にあるように、通所系、短期入所系のサービス事業者が新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応（衛生材料の購入費用、利用控えの減収の現状）していることを適切に評価（加算、費用算定）ということです。

会議の中で

- 市内の通所系、短期入所系の利用率は昨対 60%～90%程度の現状
- 感染防止のため高騰している衛生材料の購入で費用がかさんでいる現状
- 国は制度上加算を新たに加算コードなど作る仕組みが大変難しいので、運用上で2区分上位報酬を算定する扱いを可能とした経緯がある
- 対象サービスは通所系、短期入所系サービス全般
- もちろん利用者さん、その家族に同意を得る必要あり
- とある事業所が試算したところ1割負担では月に50円～350円の負担増
- 区分支給限度額の変更はないので、上限いっぱいの方には留意が必要
- ケアマネさんと連携し居宅サービス計画、通所計画との整合が必要
- 評価には利用者さんとその家族の同意を得てから算定開始

等の情報交換が各務原市介護保険課も交えて出来ました。

当協議会として、これらの背景を十分踏まえて、地域の介護サービスが適切に継続できるようにこれらの評価を推進したいと考えています。居宅部会の会員の皆様におかれましては、趣旨を十分ご理解の上、6月途中、7月からのサービス計画作成、変更の際には、ご配慮のほどお願い申し上げます。

よろしくご査収ください。

以上